蒲郡市日常生活用具の給付について

蒲郡市役所の福祉課では、障害のある方の生活を支援するために、日常生活用具を購入するときの助成を行っています。その中から、視覚障害者の方に向けた用品を次の１から１２で紹介します。購入するときは、ご希望の商品が助成対象になるか、福祉課の電話６６１１０６までお問い合わせください。

１　音声式盲人用体温計　視覚障害２級以上の小学生以上の者で、視覚障害者だけの世帯及びこれに準ずる世帯に属する人が支給対象です。９千円まで市が助成します。５年後にもう一度申請できます。

２　盲人用体重計　視覚障害２級以上の小学生以上の者で、視覚障害者だけの世帯及びこれに準ずる世帯に属する人が支給対象です。１万８千円まで市が助成します。５年後にもう一度申請できます。

３　情報・通信支援用具　視覚障害又は上肢障害２級以上の人が支給対象です。障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションが対象です。１０万円まで市が助成します。４年後にもう一度申請できます。

４　点字ディスプレイ　視覚障害１級の方、または視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）のある者であって、この用具が必要と認められる者が支給対象です。文字などのコンピュータの画面情報を点字などに示すことのできるものが対象です。３８万３千５百円まで市が助成します。６年後にもう一度申請できます。

５　点字器　視覚障害のある小学生以上の者が対象です。標準型は１万４千円、携帯用は７千２百円まで市が助成します。標準型は７年後、携帯用は５年後にもう一度申請できます。

６　点字タイプライター　視覚障害２級以上で、本人が働いている、もしくは就学しているか又は就学が見込まれるものに限ります。６万３千百円まで市が助成します。５年後にもう一度申請できます。

７　視覚障害者用ポータブルレコーダー　視覚障害２級以上の小学生以上の者が支給対象です。音声などにより操作ボタンがわかり、かつ、デイジー方式による録音並びにこの方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害のある者が簡単に使用できるものが対象です。録音再生機は８万５千円まで、再生専用機は３万５千円まで市が助成します。どちらも６年後にもう一度申請できます。

８　視覚障害者用活字文書読上げ装置　視覚障害２級以上で小学生以上の者が支給対象です。文字情報と同じ紙面の上に記載された文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能があるもので、視覚障害のある者が簡単に使用できるものが対象です。９万９千８百円まで市が助成します。６年後にもう一度申請できます。

９　視覚障害者用拡大読書器　視覚障害がある小学生以上の者であって、この装置により文字などを読むことが可能になる者が支給対象です。画像入力装置を読みたい印刷物などの上に置くことで、簡単に拡大された画像や文字などをモニターに映し出せるものが対象です。１９万８千円まで市が助成します。８年後にもう一度申請できます。

１０　盲人用時計　視覚障害２級以上であって、原則として、音声時計は手や指の触覚に障害があるなどのため、触って読む触読式時計の使用が困難な者が支給対象です。１万３千３百円まで市が助成します。１０年後にもう一度申請できます。

１１　点字図書　主に、点字によって情報を得ている視覚障害のある者が支給対象です。点字により作成された図書が対象です。点字図書の価格と一般図書購入価格の差額を市が助成します。

１２　電磁調理器　視覚障害２級以上であって、視覚障害者だけの世帯及びこれに準ずる世帯又は療育手帳Ａ判定の者が支給対象です。４万１千円まで市が助成します。６年後にもう一度申請できます。